

## 『ルーテル学院研究紀要』投稿規程

1. 本研究紀要に寄稿できる者は以下の通りである。ただし、第一著者が項目③以下の者の投稿は、編集委員会が委嘱する査読者による査読を受けなければならない。
  - ①ルーテル学院大学，日本ルーテル神学校の現教員，元教員（非常勤を含む）
  - ②ルーテル学院大学，日本ルーテル神学校の海外提携校の教員（非常勤を含む）
  - ③ルーテル学院大学大学院，並びに日本ルーテル神学校に現に在学している者，及び卒業生。
  - ④ルーテル学院大学学部を卒業して，他の大学の大学院に現に在学している者，及び卒業生。
  - ⑤ルーテル学院大学学部を卒業後，3年以上，キリスト教関係，社会福祉関係，並びに臨床心理関係の仕事に従事した経験を有する者。
  - ⑥その他，編集委員会が上記の条件に準ずるとして投稿を認めた者。
  
2. 原稿の締め切りは，毎年9月1日とする。ただし，査読を必要としない原稿の場合は，毎年9月末日とする。
  
3. 本研究紀要に投稿できる論文等の種類は以下の通りである。
  - ①論文
  - ②国際学会などの招待講演等
  - ③調査報告，資料（先行研究の吟味，考察がない，あるいはそれらの部分が非常に簡単で論文とはいえないが，資料としての価値が高いと思われるもの）
  - ④外国の制度，政策などの紹介
  - ⑤視察報告（外国の制度，事情，外国の施設などの視察報告）
  - ⑥症例報告，ケース研究報告
  - ⑦博士論文要約版
  - ⑧その他（以上の分類には属さないが，編集委員会が学術的価値が高いと判断したもの）
  
4. 投稿論文等は，未発表のものに限る。二重投稿の疑いが発生した場合は，事情を調査し，その結果如何によっては採用が決定した後にも採用を取り消すことがあり得る。
  
5. 本研究紀要に投稿された論文等は，本学が電子化し一般に公開するものとする。また，編集委員会が適当と判断した外部データベース等に抄録や本文を提供することがある。データ提供の対価が支払われる場合は，原則として本学が受領するものとする。

付則 本規程は，2005年4月1日より施行する。

本規程は，2008年4月1日より一部改正施行する。

本規程は，2012年4月1日より一部改正施行する。

本規程は，2019年3月1日より一部改正施行する。